広島城外郭櫓跡発掘調査概報

1980

広島県教育委員会

広島城外郭櫓跡発掘調査概報正誤表

頁	行	誤	正
（目　次）	7	発掘調査日の誌抄	発掘調査日誌抄
（図版目次）	（図版6 *b*）	捨石図版はん構	捨石遺構
	（図版7 *b*）	捨石遺構根石付近	同上根石付近
（挿図目次）	（第7図）	（陶磁器・土師質土器）	（瓦）
	（第8図）	（瓦）	（陶磁器・土師質土器）
4	13～14	残した城郭である。小方城は	残した城郭である小方城は
9	32	（図版6－*b*）	（図版5－*b*）
11	23	20大程度	20cm大程度
14	25	ヘラ状具	ヘラ状工具
15	4	規格性	同一性
16	（第7図）	（陶磁器・土師質土器）	（瓦）
17	（第8図）	（瓦）	（陶磁器・土師質土器）
21	16	算木み	算木積み
23	（付図）	（追加）	（史跡指定区域外）
24	（25）	市営中央駐車	市営中央駐車場
25		（追加）	番号
	（58）	〃	（削除）
26		（追加）	番号
（図版4 *b*）		（天端・裏込石）	（天端裏込石）

目　　次

Ⅰ　は　じ　め　に……（1）

Ⅱ　位　置　と　環　境……（2）

1　調査区周辺……（2）

2　広島城の沿革……（3）

Ⅲ　調　査　の　経　過……（6）

発掘調査日の誌抄……（7）

Ⅳ　遺　　構……（8）

1　櫓　　台……（8）

2　南北トレンチ……（11）

Ⅴ　遺　　物……（13）

Ⅵ　ま　　と　　め……（20）

1　櫓台の築城年代について……（20）

2　櫓台の構造について……（21）

3　刻印石について……（21）

付図　広島城現状比較図（史跡指定区域外）……（23）

付表　広島城現状比較地名表（史跡指定区域外）……（24）

図版目次

図版1　a　遠景（西方対岸より）
　　b　発掘前近景
図版2　a　櫓台石垣（北方より）
　　b　同上（西面）
図版3　a　櫓台石垣（南方より）
　　b　同上（南面）
図版4　a　櫓台石垣（東南隅）
　　b　同上（天端裏込石）
図版5　a　櫓台捨石遺構（北面）
　　b　同上（北西隅）
図版6　a　墨書石出土状況（南側）
　　b　捨石図版はん構B—B′断面（北方より）
図版7　a　捨石遺構C—C′断面（南方より）
　　b　捨石遺構根石付近（西方より）
図版8　a　南トレンチ（西方より）
　　b　同上南壁東側
図版9　a　北トレンチ（東方より）
　　b　同上北壁東側
図版10　石垣刻印

挿図目次

第1図　広島城周辺地形図……（2）
第2図　広島城城郭図……（3）
第3図　調査区配置図……（6）
第4図　櫓台石垣側面実測図……（折図）
第5図　櫓台石垣平面実測図……（折図）
第6図　基礎捨石遺構断面実測図……（10）
第7図　出土遺物実測図Ⅰ（陶磁器・土師質土器）……（16）
第8図　出土遺物実測図Ⅱ（瓦）……（17）
第9図　出土遺物実測図Ⅲ（瓦）……（18）
第10図　石垣刻印拓影……（19）

例　　言

1　本書は，昭和54年6月26日から8月4日までの間に実施した旧太田川護岸改修工事に係る広島城西の丸外郭櫓跡の発掘調査概報である。

2　調査は建設省中国地方建設局太田川工事事務所の委託を受けて広島県教育委員会が実施した。

3　櫓台石垣の石材同定については，県教育委員会指導課福原悦満氏の教示を得た。

4　本概報の執筆・編集は桑田俊明がおこなった。

5　石垣をはじめとする櫓台の実測図は，主として写真測量によるものである。

6　第1図は，建設省国土地理院長の承認を得て，同院発行の25,000分の1地形図を複製したものである。（承認番号）昭55中複，第12号

I はじめに

広島城の本丸・二の丸は，史跡に指定されて保存・管理されている。しかし，指定外の地域については，市街地にあたることもあって，現在，数ヵ所で遺構の存在が知られているにすぎない。今回調査に及んだ櫓跡もそうした数少ない指定区域外の城郭遺構の一部である。

当櫓跡は，石垣の一部が露出しており，従来より周知の遺構であった。ところが，建設省中国地方建設局太田川工事事務所（以下，「工事事務所」）は，この地区を含む旧太田川周辺地域について護岸工事を計画し，昭和54年度から事業を実施することを明らかにした。そこでこの取扱いについて工事事務所と協議を重ねた結果，櫓跡を中心に，工事にかかる周辺区域について発掘調査を実施することとした。調査は，6月26日に開始したが，途中梅雨期の集中豪雨のため一時作業を中止した。そして，7月9日より発掘を再開し，8月9日埋め戻し作業を完了して調査を終えた。史跡指定地外での城郭遺構の発掘調査は今回が初めてであるが，遺構の遺存もよく，広島城の城郭構造を知る上で貴重な資料を提供した。

なお，当櫓跡については，調査期間中，工事事務所と協議した結果，工事計画を一部変更し護岸緑地内にとり込んで保存することとなった。

調査にあたっては，工事事務所，広島市教育委員会をはじめ各方面から御協力をいただいた。また，崎田欣二氏・宇野栄氏より有益な御教示を賜った。記して感謝の意を表する次第である。

Ⅱ 位置と環境

1 調査区周辺

本櫓跡は，広島市基町19番地にあたり広島城の南西，空鞘橋東詰めに位置する（第１図)。周知のとおり，同城は西の外堀として旧太田川をそのまま利用しているが，この櫓はその東岸沿いに配置されたものの一つである。江戸時代初期の文献・絵図によると，当時，12棟の同規模の櫓をほぼ等間隔に連結して西の丸西側の外郭を構成していたようである。しかし，現在では今回調査のものを除くと，旧太田川（本川）と天満川の分岐点付近に櫓台石垣の一部が残っているにすぎない（付表１のNo.65)

西の丸は，西を旧太田川，東を中堀によって区画された三角形を呈す郭で，これらの外郭櫓と城外へ通ずる南北の２つの城門で構成されていた。福島氏の時期には，西御門付近に後の小方城主福島正宣邸があったといわれる。浅野氏の時期では，御武具方，御作事所木蔵など若干の役所が設けられたが，ほとんどは下級武士の屋敷で占められていた。

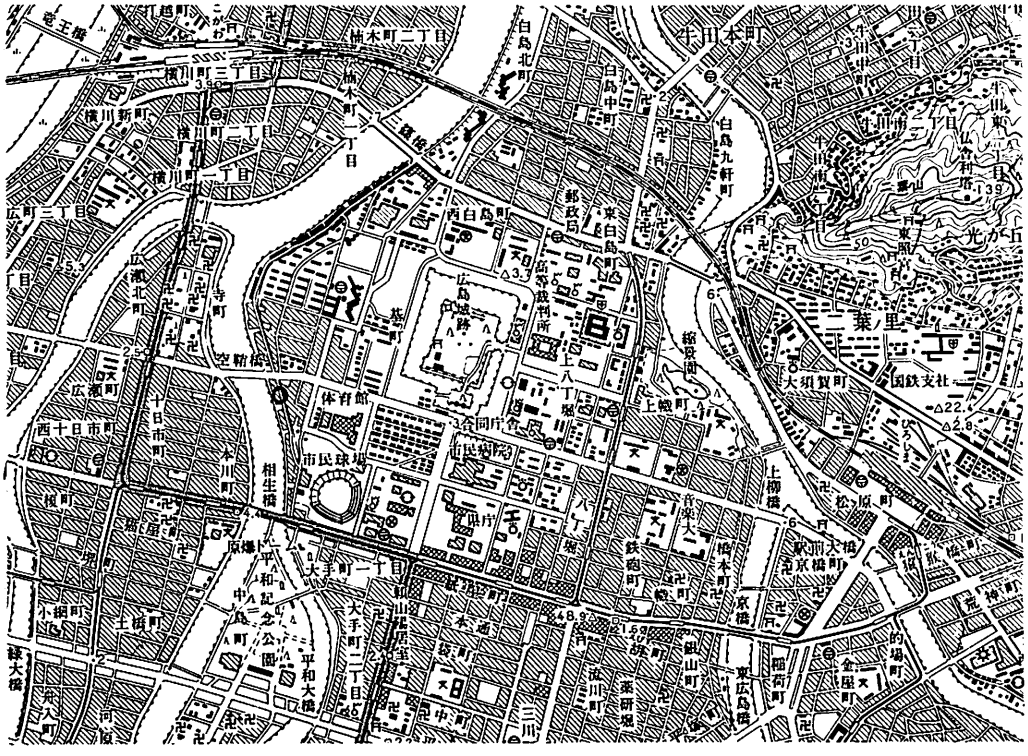

第１図　広島城周辺地形図（○印：調査地）

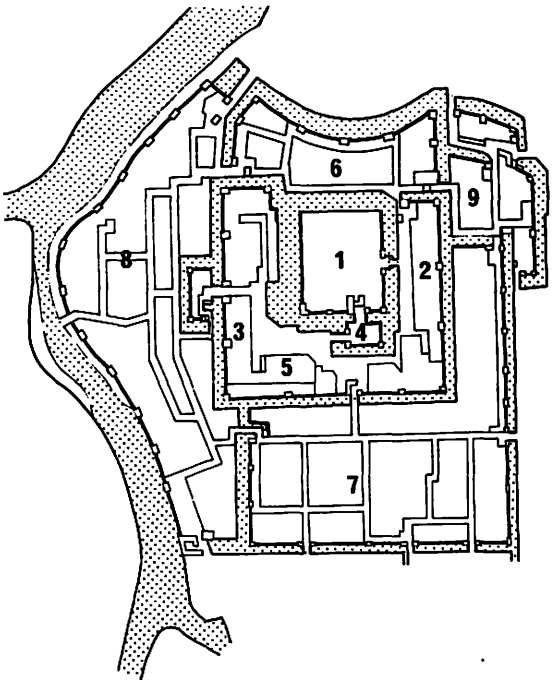

1 本丸　2 竹の丸　3 三の丸
4 二の丸　5 内大手郭　6 北の丸
7 大手郭　8 西の丸　9 北の郭

第 2 図　広 島 城 城 郭 図

明治以降は，昭和20年の被爆当時まで軍関係の施設として火薬庫，衛戍病院，輜重兵廠，軽重兵営所などがあった。今回調査した櫓跡のある高水敷は，この時期に造成されたものである。その後この地区は爆心地に近接していたため被爆により壊滅状態に陥り，被爆後は広島平和都市建設法に基づいて中央公園用地に指定され，昭和23年（1948）に児童公園，昭和32年に市民球場がつくられ，昭和33年には広島城天守閣が再建された。しかし，当櫓跡付近の河岸沿いは，昭和25年ごろから過密住宅地をなし，昭和42年当時892世帯，3015人が生活していた。その後，昭和42年～52年までに広島城北西部に市営の高層アパート群等の建設が始まり今日ではこの住宅群は完全に姿を消し中央公園の一部として整備されている。

2　広島城の沿革

広島城の築城は領主の変遷によって，毛利期（1589～1600年），福島期（1600～1619年），浅野期（1619～1868年）の3期に大別できる。

大内・尼子などの旧勢力を排して戦国大名としての地保を得た毛利氏は，輝元の代にいたり天正17年（1589）広島城の築城を開始した。またその翌年には平田屋惣右衛門を町人頭に命じて城下の町割りを行わせ，築城工事と併行して城下町の建設を進めた。城郭は沖積デルタに立地するため「島普請」といわれるほどの難工事であったが，天正19年（1591）工事の大部分ができあがった。工事はその後も引き続き進められ，文禄2年（1593）には石垣が完成したといわれる。(1)

城郭の完成については，『知新集』によると，慶長4年（1599）に完成したことになっている。しかし『広島城の古図』・『毛利氏時代の広島城下絵図』などの毛利期の城郭絵図では，後の西の丸・北の郭等の部分はみられず，果してこの時期にすべての城普請が終了したかどうか疑問が残る。むしろ，毛利期の城郭プランには，これらの部分は含まれていなかったとみるべきであろう。これらの郭は，絵図の中で先のものについで古いとされる『浅野長晟入国時の広島城

下絵図』（広島市立中央図書館蔵）には記載されており，この時期には確実に城郭は完成している。元和5年福島正則が改易され，代りに浅野長晟が入城する年である。従って，すべての城郭が整うのは，慶長4年～元和5年（1599～1619）の毛利末期～福島期と考えられるが，毛利氏は移封まで1年余りしかないのでまず城郭の拡張はありえない。おそらく，福島期に城郭の拡張―完成をみたものと思われる。

この頃には，広島城の築城と前後して，領国内にいくつかの近世城郭がつくられている。

三原城は一般に天正年間（1573～1591年）に築城されたといわれるが，その開始は永禄年間にまで遡るとされている。中国地方では最も古い時期に属す近世城郭の一つである。初代城主小早川隆景は毛利元就の三男で，竹原小早川の養子となり，更に惣領家を継いで小早川の勢力を拡大した。隆景の死後，毛利氏直轄となるが，関ケ原の戦いの後に福島正則の家臣福島丹波が城番として配置された。この時期に三原西側の町づくりが行なわれている。(2)

小方城，鞆城はともに福島期に築城―廃城となる城郭で，城下町形成の有無のちがいはあるもののその沿革は共通する点が多い。完全な近世城郭というより中世的な性格も残した城郭である。小方城は，通称亀居城とも呼ばれ，慶長8年（1603）福島正則が甥の伯者を派遣して築城を開始し，慶長13年（1608）に完成した。しかし，わずか3年後には幕府の干渉をうけ廃城となった。陸，海路の要所に位置し，軍略的性格の強い平山城である。周囲2Kmで10郭を有す。近年，大竹市教育委員会により本丸跡付近の発掘調査が行なわれ，天守閣などの規模・構造が明らかになった。(3) 一方，鞆城は，中世より館跡の存在が知られるが，天守閣等の城郭が構えられるのは福島氏の時期である。この城もまた，瀬戸内海の制海権を握る重要な拠点として，小方城と同様に軍事上の要地となっていた。『福山志料』には「慶長の初，福島正則知行し給い，此浦を枝城にえらびて，……地をならし石を畳み，三重の天守をたつ，大手櫓等出来いまだ半なりし時，一国一城の命ありて，天守をおろし，櫓をさけて平城山となりぬ。……三原廻という書によれば，三原城の築出しと云所は福島のとき鞆の城を引て築きそえたるなり」とあり，福島正則が鞆の地に近世城郭を構築したが，その中途で一国一城令にかかって天守閣などを取り除いたことが知られる。また，後半文によると，鞆城の建物を三原城に移築したことになっている。このことは，三原城では，作事に限らず，石垣等の土木工事についても福島期に行なわれていることを示しており興味をひく。三原城は天正年間以降福島の時期にいたっても城郭の大幅な修復が行なわれていたものと思われる。

福山城は，元和5年（1619）水野勝成により築城に着手され元和8年（1622）完成した。五重五層の天守閣をもち，本丸御殿や伏見櫓，月見櫓などを伏見城より移築して作られた。福島氏に替って備後10万余石を受持した勝成は，中国地方で最初の譜代大名で，「西国の鎮衛」として周辺の外様大名を牽制した。この点は広島城をはじめ先述の各城の沿革と相違するものである。

このように，安芸・備後両国では永禄から元和年間（1560年代～1620年代初頭）にかけて山

陽道沿いを中心に５つの近世城郭が築城された。この中で特に注意をひくのは福島正則の築城政策である。彼は，三原，三次，神辺に支城を構え，更に先の小方城・鞆城をはじめ，東城には五品嶽城を築いて内外の軍事防衛にあたった。

元和５年（1619），幕府は広島城石垣の修復を理由に福島正則を改易し，かわって和歌山より浅野長晟を転封させた。この時期にはすでに城郭は完成していたと思われるが，福島氏同様，三次，三原，小方，東城に一族，家臣を配置した。また，城下町支配も当初福島期の職制をそのまま継承したが，元和８年（1622）からは町奉行を置く町制がとられた。

注(1)　『知新集』第25巻（「新修広島市史」第６巻　1959年）

(2)　三原市教育委員会『史跡小早川氏の城跡（三原城跡）保存管理計画策定報告書』（1975年）

(3)　昭和53年10月，54年７月に発掘調査が行なわれ，近く調査報告書が刊行される予定である。なお，調査の概要については，既に『亀居城発掘調査概報 ①』（大竹市教育委員会1979年）で紹介されている。

(4)　福山市教育委員会『鞆城跡の発掘調査』（1975年）

＜主な参考文献＞

①　『季刊三里塚』第15号（1978年）

②　広島市役所『新修広島市史』（1961年）

③　広島県総務部県史編纂室『広島県の歴史』（1969年）

④　崎田欣也・崎田欣二『芸州広島城㈠』（1970年）

Ⅲ 調査の経過

発掘調査の実施にあたって当該地が堤防の一部であることから工事事務所関係者と現地協議のうえ調査区を設定した。櫓台は，発掘前に既に0.5～1.5mの高さで石垣が露出し，一見して城郭遺構であることがわかる状態であった。調査の主眼は，この櫓台の規模と構造を明らかにすることにあったが，現河川面までの比高から考えて，櫓台周辺の掘削に伴う土量が多量に及ぶことが予想され，しかも，掘削部分の高水敷は明治以降に構築されたものであったので，掘削には重機を使用し，深さ約3mまで掘り下げた。このような高水敷および堤防部分の大幅な削平は河川法上はもとより流水による堤防崩壊の危険も伴うので，北面および東面は全面発掘を避けた。また，万一の場合を考えて，河川に面した排土は土塁状につき堅めて仮堤防とした。

重機掘削後は，人力により遺構面の清掃を行ったが，石垣基底部を囲む形で捨石遺構が検出されたことにより予想以上に作業に手間どった。これに併行して，櫓台の南北にトレンチを入れ（以後，「北トレンチ」「南トレンチ」と称す），旧河川の状態と土手部分の土砂の堆積状況を観察した。そして，北トレンチでは必要に応じてその西側と南側に幅1mのサブトレンチをあけた。櫓台では，清掃終了後，平面・側面の写真測量を行った。

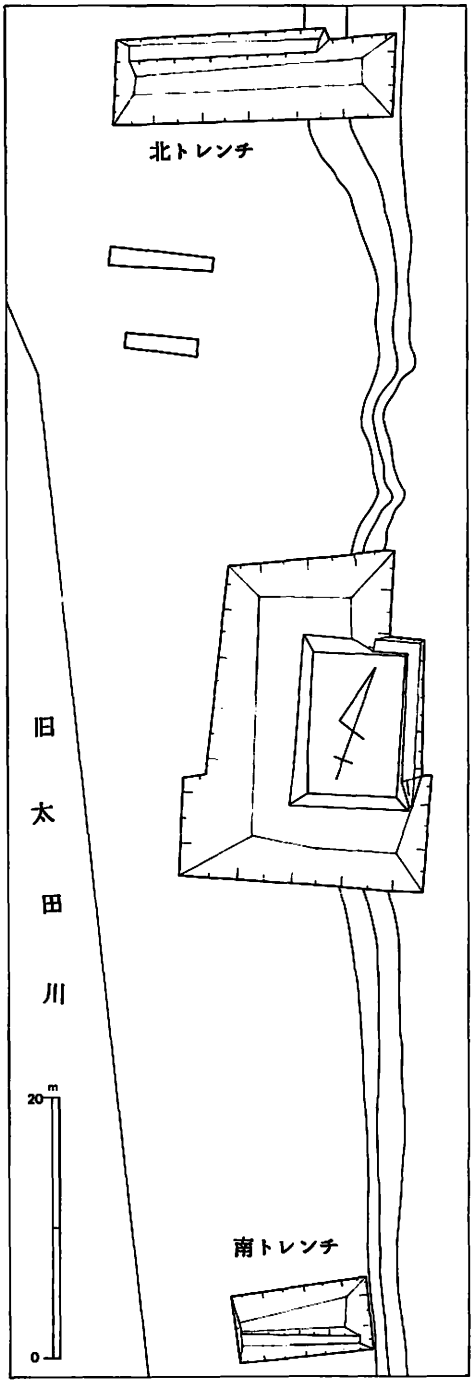

第3図　調査区配置図

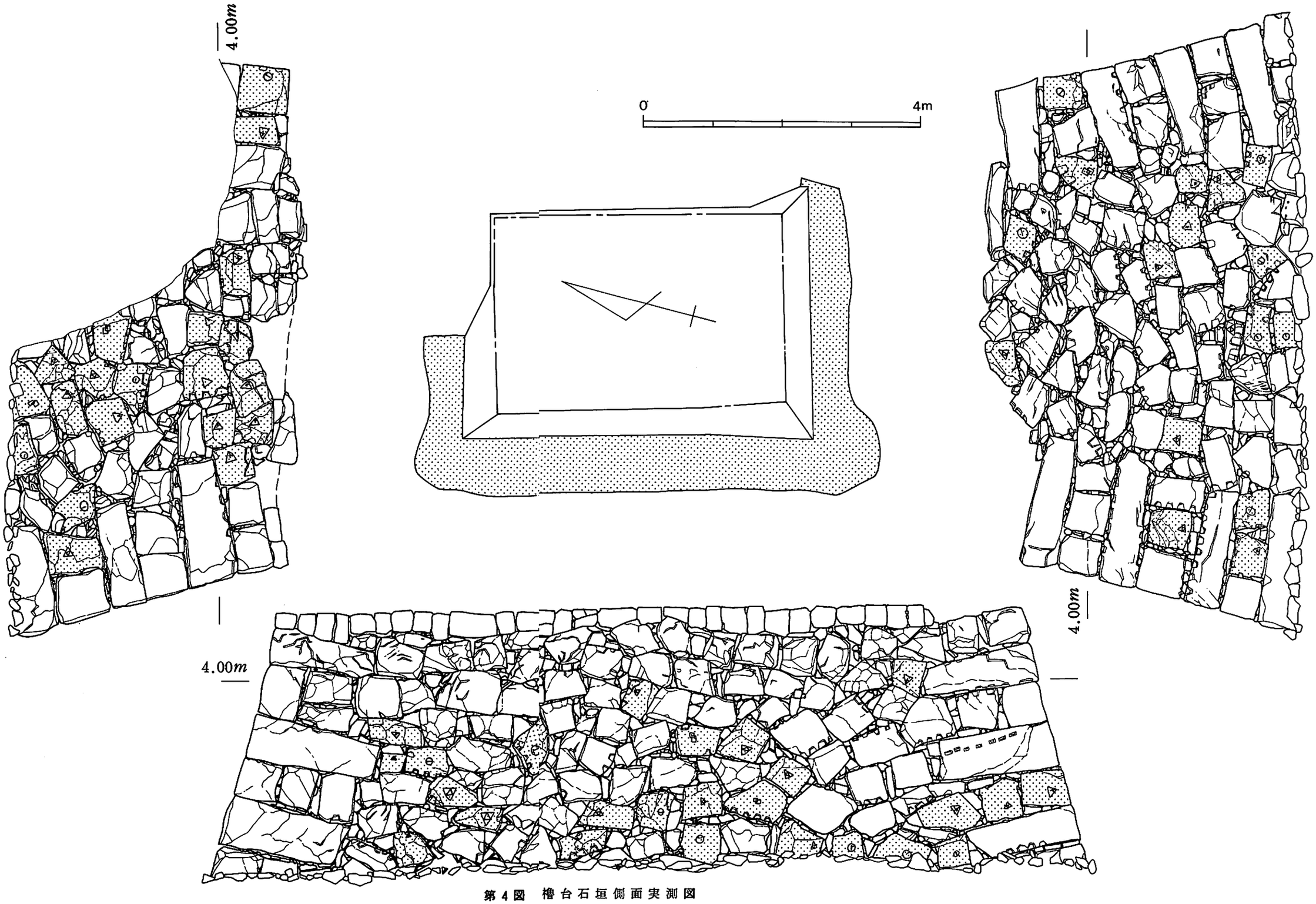

第4図　櫓台石垣側面実測図

（中央アミ目：基礎捨石）

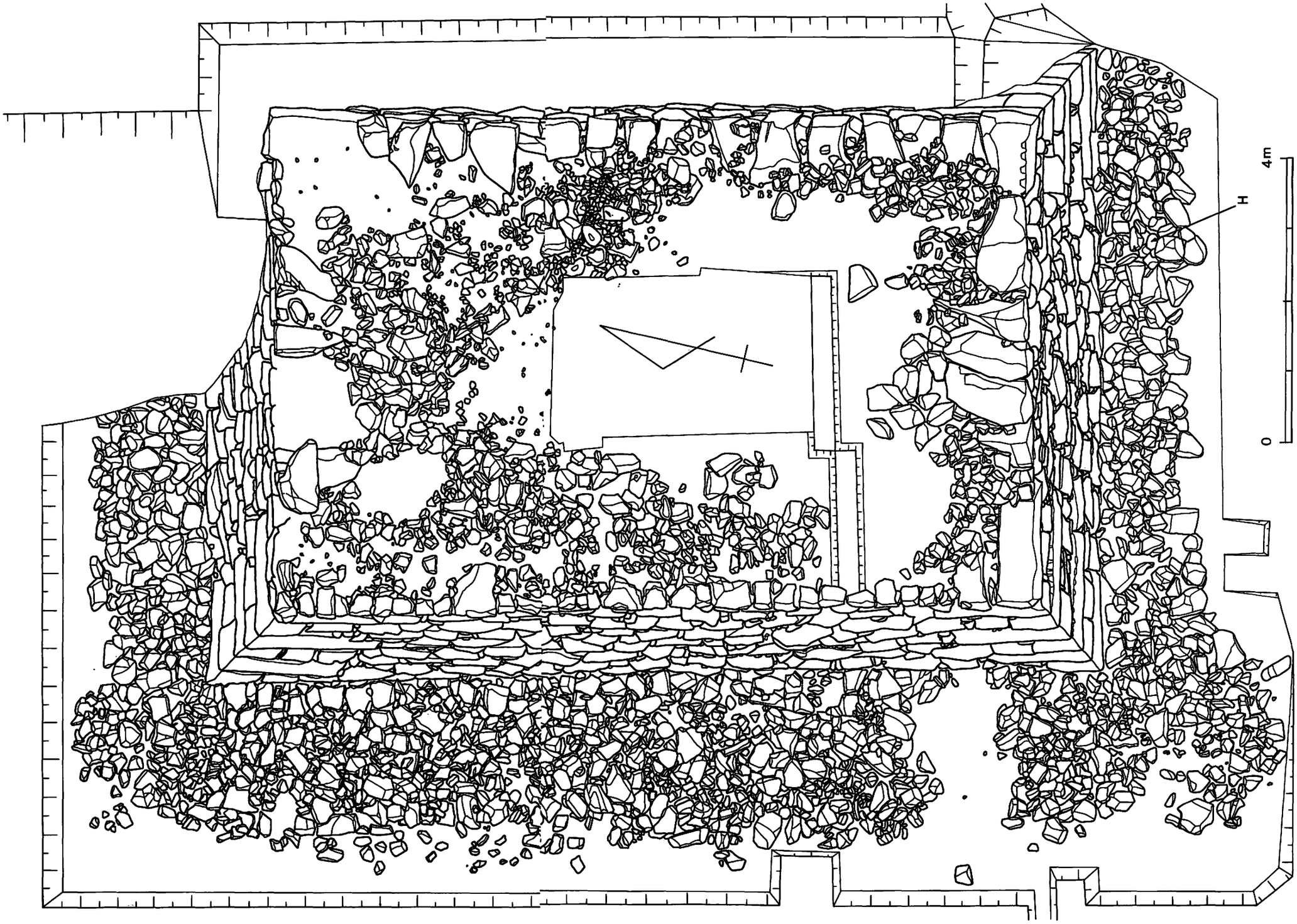

第5図　櫓台石垣平面実測図

発掘調査日誌抄

6月25日（月）　晴れ

発掘調査開始。櫓台石垣の清掃とその周辺の草刈り作業を行う。

6月26日（火）　晴れ

櫓台上面の清掃。櫓台周囲に幅1 mの小トレンチを入れ，重機掘削の前に土砂の堆積状況を確認する。堤防土手上の南北120 mに小トレンチを4つあける。

6月27日（水）　曇り

櫓台周囲を重機により掘削する。

6月28日（木）　雨

豪雨のため，工事事務所と協議の上，掘削部分を埋戻し調査を一時中止する。

7月9日（月）　曇り

調査再開。櫓台周囲の重機掘削。

7月10日（火）　曇りのち雨

櫓台石垣面の清掃。掘削部分法面に板を張り作業の安全をはかる。

7月12日（木）　曇り

櫓台石垣面の清掃と捨石遺構部分の排土作業。

7月18日（水）　晴れ

捨石遺構の排土を終え，清掃にかかる。

7月19日（木）　晴れ

櫓台南側の土手にかかる部分と北トレンチの重機掘削。前日の清掃作業の継続。

7月20日（金）　晴れ

捨石遺構の排土，清掃作業。刻印の拓本，写真をとり始める。

7月24日（火）　晴れ

櫓台全体の清掃作業。

7月25日（水）　晴れ

櫓台上面および捨石遺構上面の断面実測。

7月26日（木）　晴れ

櫓台の平面・側面を写真実測。北トレンチの清掃作業。

7月27日（金）　晴れ

北トレンチの清掃を終え，断面を実測する。櫓台・北トレンチの写真撮影。

7月28日（土）　晴れ

写真実測の一部撮り直し。

7月30日（月）　晴れ

櫓台周囲の一部埋め戻しと南トレンチの掘削。南トレンチの清掃。

7月31日（火）　晴れ

平板実測，南トレンチの清掃を終え写真撮影。北・南トレンチの埋め戻し。

8月1日（水）　晴れ

刻印の拓本，写真撮影。

8月2～4日（木～土）　晴れ

捨石遺構断面の実測。

8月9日（木）　晴れ

櫓台掘削部分の埋め戻しを行い，調査を終了する。

Ⅳ 遺　　構

（1） 櫓　　台

すでに，東面を除く他の３側面は，天端より約1.5ｍまでが発掘前に露呈しており，被爆のため石垣表面が赤色に変化し，著しく風化していた。しかし，それ以下の部分の遺存は非常に良好で，櫓台の規模・構造などについて多くの成果を得ることができた。

a 石　　垣

規模　櫓台の規模は，天端で東西6.8～7.1ｍ（４間）×南北11ｍ（約６間），高さ4.5ｍを測り，川沿いの南北方向に長い長方形をなしている。天端は，後世の撹乱のため遺存がよくないが，石垣最上部の石の並びからみて，南面中央付近が本来の天端に相当するものと思われる。各々の法面は中央部付近でこころもち内側に窪んで平面形がごく緩やかな弧状を描いている。特に上方では明瞭である。しかし，石垣下端はいずれも直線的であり，上方に積み上げるにしたがって凹面となっている。これは，一般に「縄弛み」[1]といわれる築石技術の一つである。

石垣の勾配は，全体に直線的であるが法腰付近で若干凹曲する。隅角は棒法にとられ，ほとんど彎曲のない法勾配となっている。角度は，75度と比較的急傾斜である。勾配は同じ法面であっても，部位によって若干差異がある。

天端付近の積石は，わずかに傾斜角度を変化させて垂直気味に積まれている。隅の勾配が全体に直線的ながら小さな曲線をもつようにみえるのはこのためである。この垂直部分はいわゆる「雨落し」に相当するものであるが，当遺構の場合はさほど顕著とはいえない。この雨落しの高さは全体の石垣の高さの４分の１にあたっている。

石材とその加工方法　石垣に使用されている石材は，大半が花崗岩である。その種類は，花崗閃緑岩，閃雲花崗岩，粗粒黒雲母花崗岩，斑状花崗岩，細粒花崗岩，桃色長石花崗岩など多種にわたっている。一方，積石間には「友飼石」と呼ばれる10～40cm大の角礫が詰められていた。石質は，花崗岩のものが多いが，ホルンフェルス，閃緑岩などもある。

面戸石は，「打ち込みはぎ」で，のみ・たがねで石を削り面をある程度ととのえて切石に近く加工されていた。しかし，原石の形状に規制されて，隅石は直方体に近い石が使われているが，その他の部分では石の小口が四角形や三角形，五角形とかなりバラつきがあり不揃いである。これは両者の石積み方法のちがいと関連している。

石切りの方法は，等間隔で長方形の深い「矢穴」を掘り，矢がねを入れて叩き割っている。その際，各々の「矢穴」の周辺に約10cm四方の浅い凹面を作り，分離面の角が不整形に割れるのを防いでいる。この凹面は多くの石で確認できた。また，矢穴が中途で止められた部分も西面南側隅石でみられた。

石積みの方法　隅石ではいわゆる「算木積み」と呼ばれる積み方をとっている。算木状の細長い石が使われていたが，歯口の接合は必ずしも良好でなく，隙間を生じており，扁平な栗石が間に詰められていた。石自体も形状がやや不整形で，積み方とともに整然とした算木積みとは言い難い。隅角は石を玄翁で削って隅の線をそろえていた。隅石以外の部分は，乱層積みで，不整形な石を下石が作る谷へ落しかけていく積み方をしていた。「落し積み」ともいわれ，他の石垣でも最も頻繁に用いられる方法である。西面では，下端より3段目程までは石の横列が比較的一列に近くなっているが，任意に石を落し積みするため上方は乱れが大きい。これに対し，北面はむしろ上方の方が石の並びがよく，下方は乱れている。南面では，下から上まで比較的並びが揃っていた。隅石も含めて，4辺の石垣を同じ高さにそろえながら，一段ずつ積み上げていったものであろう。なお，西面の天端石は整層積みになっていることからわかるように，後世に築き直したものである。おそらく，明治以降の軍関係施設か敗戦後の過密住宅建設の際に積まれたものと思われる。

積石の控えは，天端南側と東側で確認できる範囲ではかなり大きくとっており，外表面の小口幅に対し，奥行は2～3倍をとっていた。下方の積石についても石の隙間から観察した限りでは控えをよくとっている。したがって，全体として安定した積み方となっており，現存する石垣面で「孕み」など石が積み崩れた様子はみられなかった。

積石の裏側には多量の裏込石が詰め込まれている。石は20～40cm大の角礫が大部分を占めていた。南側には，裏込栗石に混って，積石大の直方体の石が数個認められた。当初，近代以降に埋め込まれたものかと考えたが，その部分には顕著な撹乱がみえないこと，深さがかなりあることなどから，これらはむしろ石垣の構築段階で投入されたとすべきであろう。

裏込石より内側には茶褐色土が入れられていたが，版築などのような叩き締めた状態ではなかった。

b　捨石遺構（基礎部分）

捨石　石垣の下端周囲に，幅1.2～2.6mにわたって多量の栗石が配されていた。これは，河岸や堀岸などの水底工事の基礎を作るためと岸壁の洗掘を防ぐために構築されたものである。

遺構面は，南・北面に比し，西面の幅が1m近く広くとられ，上面のレベルも西面が20cm程高くなっており従って層の厚さが南・北面より厚かった。さらに，西面の石垣付近の石は，扁平な石が用いられ，平坦に面を揃えたような状態であった。このように西面は，河岸の正面にあたるので，洗掘による石垣の崩壊を防ぐために特別の配慮がみられた。また，西面の上面レベルが高いことは，波防と同時に，この遺構の構築順序を示していると思われる。おそらく，南北の側面を最初に作って，その後西正面を構えたものと推定される。正・側面の段差は南西・北西の両コーナーで明瞭に観察できる（図版6—b）

石材は，花崗岩を主とするが，ホルンフェルス，砂岩の他，片岩質，泥岩質のものも含まれ

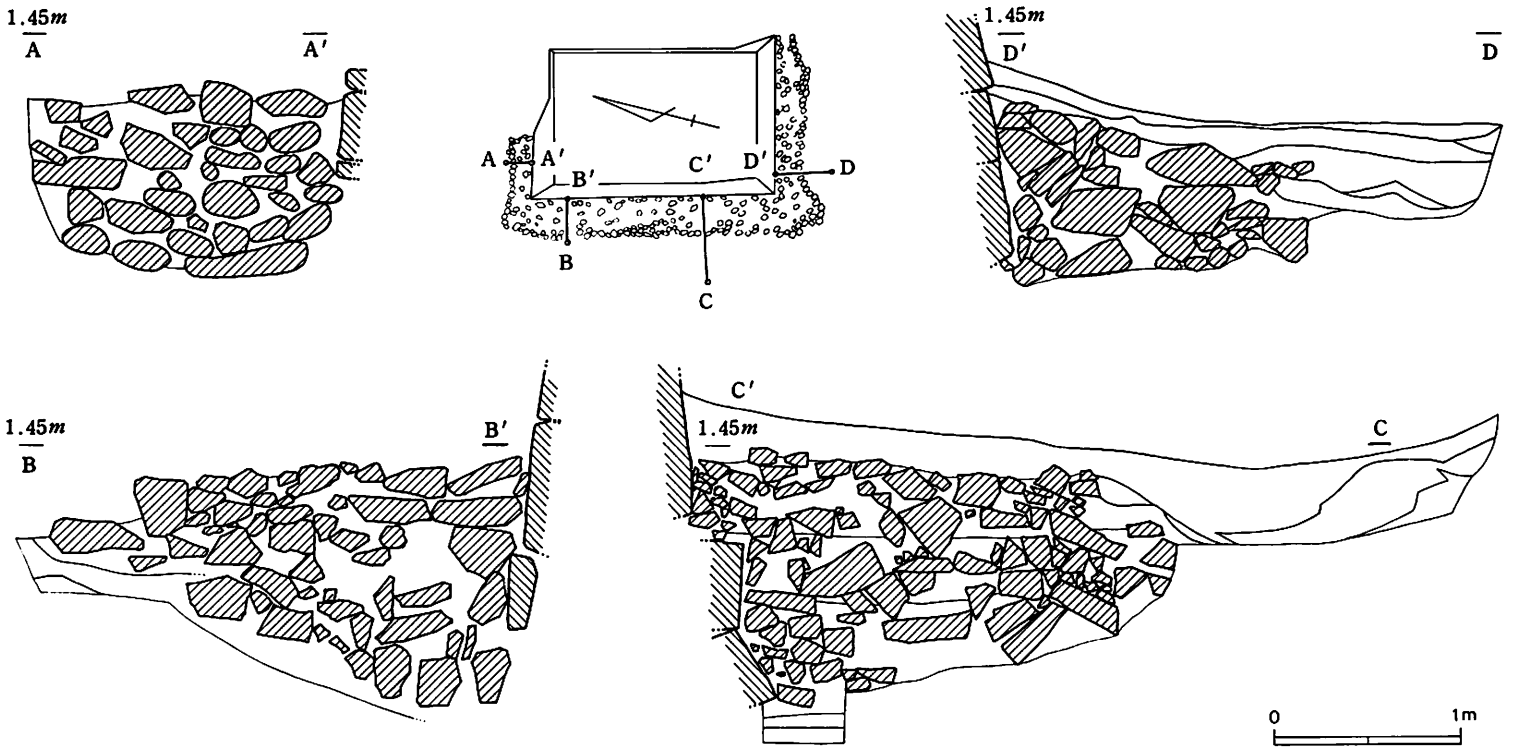

第6図　基礎捨石遺構断面実測図

ており，石垣積石よりバラエティに富む。石材で特に注意をひいたのは，南北両側面に河原石が使用されている点である。捨石は大部分が角ばった栗石で占められていたが，側面の東半分は丸味のある人頭大の河原石だけで作られていた。河原石は，これ以外の部分では全く含まれておらず，角礫群との境界も明確に一線を画していた。しかも，河原石は上面だけでなく，最下層より順次積み重ねられており，構築段階で意識的に区別されたことがわかる。ただ，丸石は角礫に対し磨擦力が弱く崩れ易いと思われる。

第6図は，捨石遺構の断面図である。(2) この図によると，捨石層は深い所では1.4m，浅い所でも1mまで積まれていた。捨石の下は，灰色の砂層で，遺構外でも同一の土層が認られる。酸化により赤褐色の縞状となった部分もある。最下層の石は，比較的小さく，中位にやや大きめの石が入っていた。石材が角張った石であるため，相互に組み合って容易には崩れないように根固めされていた。そして，上面では，50cmのやや大きめの石もかなりあるが，小ぶりな石が多くなり，中位の大石によってできた凹凸面を埋めて平坦に近く仕上げていた。

根石（基礎石）　基礎部分では，先述の捨石による基礎工事と同時に石垣の基礎石の据え付けが行なわれていた。捨石に囲まれて地中に隠れた根石部分は，深1.3mに及び，面戸石が2段に積まれていた。積石の勾配は，上方の外表石垣面より若干急傾斜となり垂直に近づいていた。しかし，これらの石が石垣の一部であることは，石の大きさ，加工程度とともに，刻印をもつものがあることからも明らかである。基礎石の積み方は，外表部と同じく乱層積みのようである。

一般に，沖積デルタに構築される石垣は，根石の直下に「胴木」と呼ばれる生木の丸太を据えるといわれ，広島城でも本丸・二の丸付近の石垣からは検出されている。ここではどの断面からも確認されなかった。ここでは，灰色砂層（自然層）の上に直に根石を置いたのであり，その際，外方に捨石を配して胴木の代りにした。

なお，根石付近の捨石は20大程度の石がつめられて根石との間隙を小さくしていた。

（2）　南・北トレンチ

外櫓を結ぶ土塁か石垣等の遺構の所在確認と旧河川の状況を観察するため，櫓台の南北へ各一本のトレンチをあけた。莫大な排土量のため，掘削には櫓台周辺同様重機を使用した。

その結果，土手上には，明らかに石垣と断定できる遺構は認められなかった。各トレンチの状況は以下のとおりである。

a　南トレンチ

櫓台より約45m南方に，土手に直交させて長さ約10m，幅約6mのトレンチを入れ，深さ約3mまで掘り下げた。トレンチ東側，現在の土手下付近に幅約1.5mで南北に長い集石部分がみられた。深さは現地表より約3m下り，旧河床面と推定される灰色砂層とほぼ同じレベルにあ

った。石は，20～40cmでいずれも角張っていた。ここより西側は全くの自然堆積層である。

b　北トレンチ

櫓台より約50m北側に設けた。幅約8m，東西約25mのトレンチである。トレンチ西端から多量の石が検出されたが，かなり上層よりはいり込んでいることから，時期的には明治以後のものであると思われる。

トレンチの東側では，土手の土層が観察できた。堆積土は大きく何層かに分けられるが，漸移的で明瞭な区別はできなかった。土質も軟弱で，特に叩きしめられた様子などは全くみられなかった。このような状況は櫓台南側の断面においても認められた。従ってこの土手は，おそらくいくらかは人為的な築堤が及んだかもしれないが，主として自然堆積により形成されたものであろうと推察される。ちなみに，東側，土手付近からは石は検出されていない。

注(1)　この用語は，人によってやや語意を異にする。たとえば，田淵実夫氏は「石垣総体の天端を船底形に凹ませる積み方」（田淵『石垣』 1975年）とするが，伊藤ていじ氏は寺勾配と同義語として用いている。ここでは田淵氏の説をとった。

(2)　捨石は角ばった大形の石を根固めとして入れているため，掘下げが困難で西面 C—C′ を除き最下部までは実測できなかった。

Ⅲ 遺　　物

遺物は，いずれも櫓台下周辺で出土した。大部分は表採に近い形で取り上げざるを得なかったが，捨石直上から出土したものもあった。ここではそれらのうち櫓の使用時期と関連のあるものについて特徴的な遺物をとり上げた。

a　陶磁器（第７図）

遺構に伴なうと思われる時期の陶磁器は，16点出土している。いずれも別個体である。うち有田系の磁器が，半数の８点を占める。他の内訳は，唐津系陶器３，備前系陶器３，産地不明の施釉陶器１，土鍋１である。

有田系磁器　いずれも染付である。１は小碗，もしくはそば猪口の類であろう。口縁はほんの僅かに開く。文様の一部が外面にのぞいているが全形は不明である。釉薬中の夥しい気泡が，呉須の色調を灰青色に見せている。素地は白色。口径は7.1*cm*である。

２は外面に菊文のある碗。内面の口縁直下には，呉須によって２本の条線が引かれている。口縁部外側に，やわらかい面取りが見られる。素地は白色の精良土。釉薬は無色透明に近い。呉須は藍青色に発色している。復元径10.6*cm*，３の碗の口径も10.6*cm*を測る。やや粗放な筆致の蔓草文の隣りに，縁取りのある区画線を設け，さらにその区画の中を何条かの縦線によって分割している。釉薬は透明度がきわめて高い。呉須は灰青色に発色している。素地は乳白色。４は見込みに蝶を配した碗である。呉須は良好に発色して藍青を呈する。素地は殆んど純白に近い。釉薬はやや不安定な調子であり，二次焼成を受けて表面の光沢を失っている。畳付には目砂の付着が見られる。５の碗は釉薬中に気泡が多く，そのため呉須は淡藍青色になっている。素地は乳白色。高台内に一条の円圏を引いている。畳付に目砂が付着。６は外側に青磁釉を施釉した碗である。青磁釉は気泡を多く含み，青緑色を呈する。高台脇には左上から右下に貫入が走っている。呉須は二条の円圏では，藍青色に発色しているが，見込みに僅かにのぞく印文は暗緑色となっている。染付は他に，袋物の一部と見られる細片一点を得ているが，文様，器形とも全容は不明であった。

唐津系陶器　７は口縁が幾分外反する鉢である。白泥を刷毛で化粧がけした，いわゆる三島唐津に属するもの。胎土は明褐色を呈し，気孔，砂粒共若干見られる。８の鉢は，精巧に削り出した器体に，緑褐色の灰釉系釉薬を施したものである。釉薬は，ほぼ透明に近い。蛇の目の中に重ね焼きの熔着痕をとどめている。胎土は灰白色の精良土。削りは残欠のほぼ全面に及ぶ。幕末の産であろう。９には畳付と見込みに目跡が残る。内面と高台脇から高台内まで露胎の，極めて堅緻に焼き締った鉢である。釉薬は灰白色，胎土は赤褐色を呈する。

陶器　10・11は擂鉢であり，12は水指であろう。いずれも備前系だと思われる。10には片口

の一部が見られる。11の内底面は滑らかで，頻繁な使用を窺わせる。12は，口縁が一部直線であるところから，「半月形」になる可能性もある。

14は復元径43cmを測る大甕であるが，産地は不明。口縁上端部の平坦部は，蓋との擦過によるのであろう，釉薬が剝落している。肩部には，断面三角形の粘土紐を5～6mmおきに指頭でおして列点風にした凸帯を貼付している。釉薬は黒褐色の鉄釉。

13は土鍋である。内面には横方向の，外面下半部には縦方向の，櫛歯状工具痕が残る。外反する口縁部にはナデが見られる。

b　瓦（第8・9図）

軒丸瓦には4つのタイプがある。主体は三巴文様をもつもの（1～7）である。これらは，法量と細部の文様のちがいからさらに3つのタイプに分類できる。

1は，直径14.4cm，内区9.6cm，外区2.4cmを測り，他にくらべ内区が小さくなっている。宝珠はやや大ぶりだが，間隔が密で17個ある。巴文は頭部・尾部ともに太めで比較的均整がとれている。2は，直径14.6cm，内区11cm，外区1.8cmで，1に比べ外区が狭く内区が大きい。巴文は頭部が小さく尾部が細く長い。宝珠は小ぶりで，計16個ある。間隔は他より広い。3は，直径が15.6cmとやや大きく，内区は11.2cm，外区は2cmである。巴文は頭部がかなり大きく，尾部が短い。宝珠は，大きく，数も12個と他より少ない。巴文以外では，無文の軒丸瓦が1点出土している。これは，文様を除くと法量，調整法，焼成などの諸点では前3者と共通しているが，量的には少ないようである。

8，9は，退化した唐草文をもつ軒平瓦の破片である。文様構成は小片のため不明である。後者の方が瓦当部分が薄くやや華奢な感じをうける。

丸瓦は，瓦片のうち最も多く出土しているが，内面の調整手法により3つのタイプに分類できる。15は，両端を欠くが内面に長軸方向のヘラ状工具による幅広の溝をよく残している。12・14の内面は，長軸に直交する等間隔のカキ目調整である。13は内面に布目痕をとどめている。これらは内面以外では，どのタイプのものも全面ナデ調整で仕上げられている。

16は軒丸瓦の破片であるが，内面は縄目状の押圧痕をとどめ，後に部分的にヘラ状具によるナデがなされている。この瓦は巴文をもつが，先の1～7より厚手で，筒瓦に1孔を穿つ。

これらの他に，装飾瓦の一部と思われる破片が2点出土している。11は，L字形の扁平な縁に2条の幅広の沈線を施し，鬼瓦の肩部破片かと思われる。10は，断面の形状から，同一部位になると考えられる。上方は破損して詳細は不明であるが，反りがみられる。11と同一個体かどうかはっきりしない。

刻印石・墨書石（第10図，図版7）

刻印石（第10図）櫓台石垣の積石には，刻印をもつものが多くみられた。文様は，三角形・

四角形・円形等の幾何文様を組み合わたもので，△・▲・⊖・⧉の4種類がある。刻印の大きさは，10〜14cm大のものが多いが，やや大きいものや小形のものもあり，大小差が認められた。特に，「△」・「▲」印は大小差が顕著であるが「⊖」印もこれに続いており，むしろ刻印全体に大小差があるとみるべきである。従って，大きさ自体にはさほどの規格性は認められない。

刻印は，1つの積石に1個ずつ刻まれており，2つ以上重複して施された例は全くない。確認した刻印の総数は68個である。これを，積石全体との比率でみると，刻印石は全体の27％を占めている。つまり，積石3ないし4つに1個の割合で刻印が付されていたことになる。さらに，各面で積石全体に対する刻印石の分布比率をみると[(1)]，北面では38％，西面は24％，南面は19％，東面は12％であり，北面の分布密度が他面に比し高くなっている。

刻印石は，大形の積石に限り施され，友飼石には全くみられない。積石については特定の積石にだけ存在するというのではなく，部位による存否の差は全くない。ただ傾向としては，中位の腰法部分には比較的少ないようである。このように各法面での分布には部位による特別の偏向はみられないが，各石について刻印の付された部位をみるとある程度限定された箇所に行なわれている。すなわち，乱層積みの積石はいうに及ばず，隅石も刻印は小口の部分にのみみられた。隅石のうち隅角をなす石は，長手，小口を必ず外表面に出すため両者の観察には格好な部分である。そこで四隅について計44個の隅角石を観察したが，刻印は長手には全く認められず，小口にのみ施されていた。また，その他の積石では，天端石にみられるように控えが大きく石垣外面はいずれも小口面をあてているものと考えられる。これらの点から，原則として刻印は積石の小口面に付されたものと思われる。天端面で刻印が皆無な点もこれを裏づけている。なお，小口面のうちでは，中央部分に施されたものは少なく，大部分は若干位置をずらして縁辺寄りに刻まれていた。

次に，第4図より各文様の分布状況をみてみると，4種類の刻印のうち，最も数の多いものは△であるが，▲・⊖がこれに続いてる。これら3種類はほぼ同数に近い。それに対し，⧉は極端に少ない。各文様の配分状況は，△と▲は比較的似た傾向を示し，北面で少なく，西・南面で多くなっている。逆に，▲は北面で多く，南面では少なくなっている。⧉は，総数は少ないが，各面に均等にみられる。北面では一部で▲が比較的集中してみられるが，総じて分散的で各文様が混在しており，分布上の一定の規則性は見い出し難い。

墨書石（図版7ａ）捨石遺構の栗石に墨で文字・記号を記した「墨書石」とも呼ぶべき石が1点出土している。この石は，遺構の南側東寄りより検出され（図5—H），墨書面を上にしていた。42×14.5cmの楕円形の河原石であり，「伝八」の文字と「⧉」が記されていた。しかし，捨石の中で墨書をもつものは，確認した範囲ではこれが1点だけであり，性格については不明な点が多い。

注1　積石数は，各面での石面をすべて数えているため隅石では2面にわたって重複している。従って，ここでの積石数は積石の実数ではなく面数を示す。

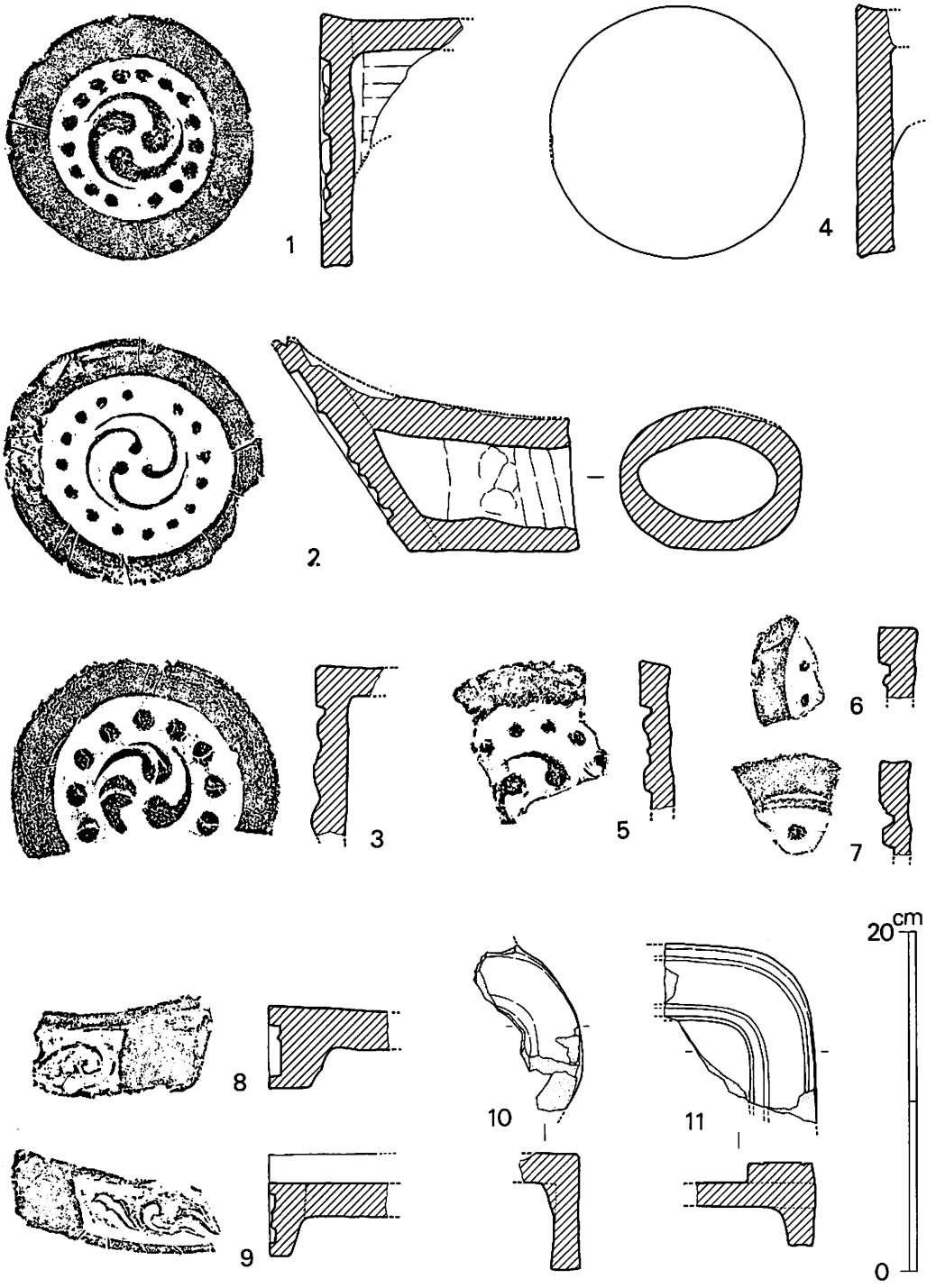

第７図　出土遺物実測図 Ⅰ（陶磁器・土師質土器）

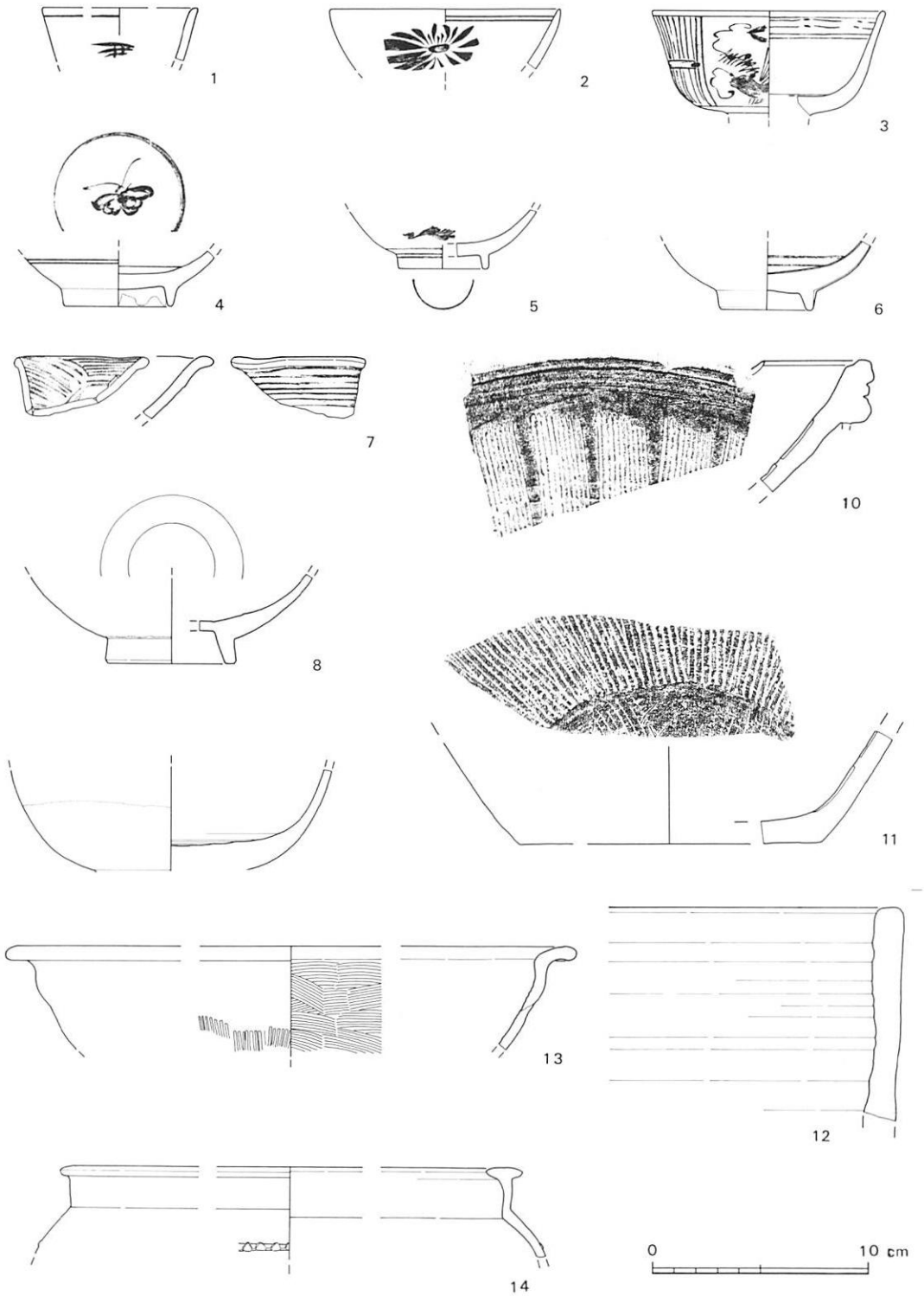

第8図　出土遺物実測図 Ⅱ（瓦）

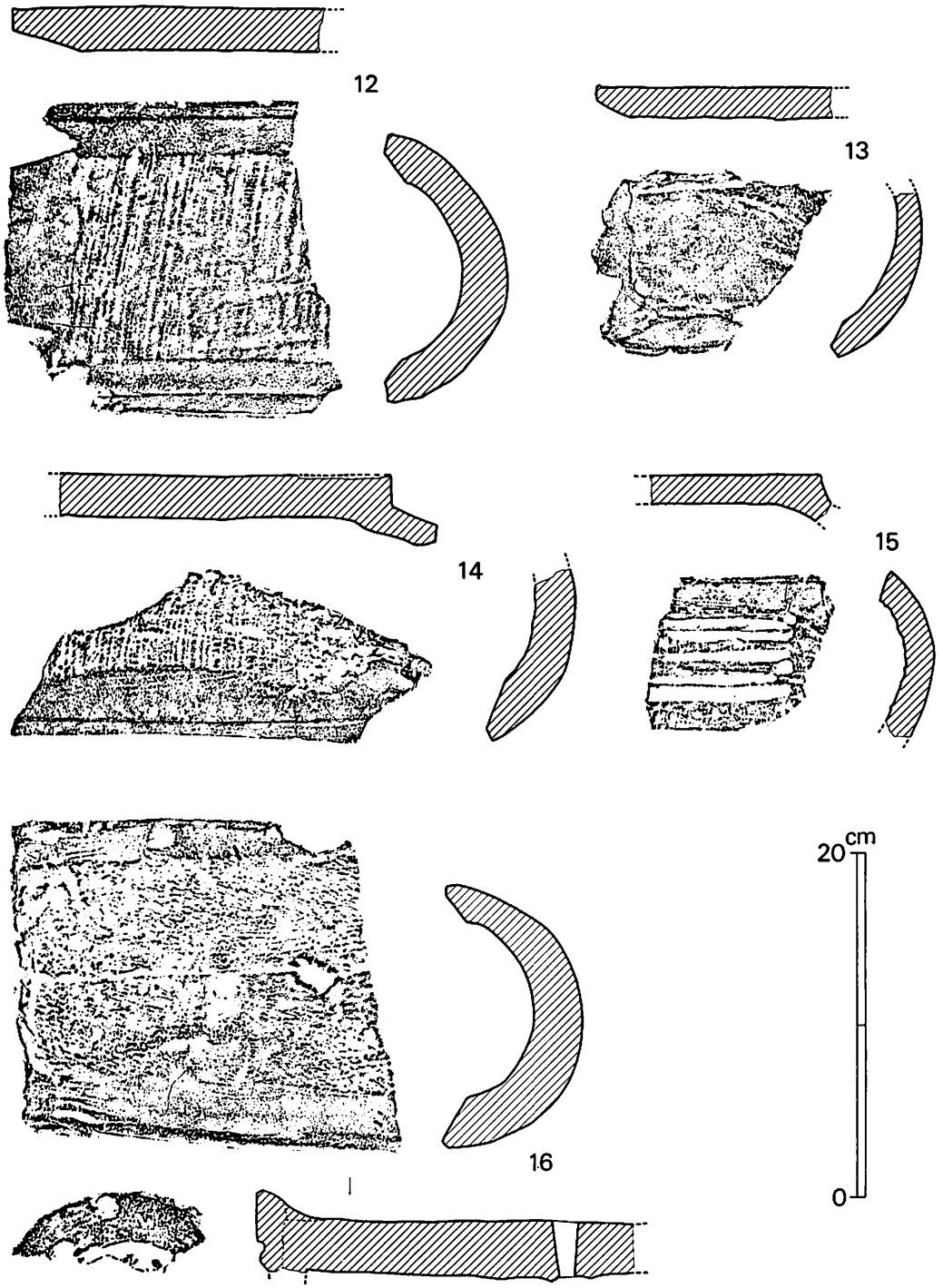

第9図　出土遺物実測図 Ⅲ (瓦)

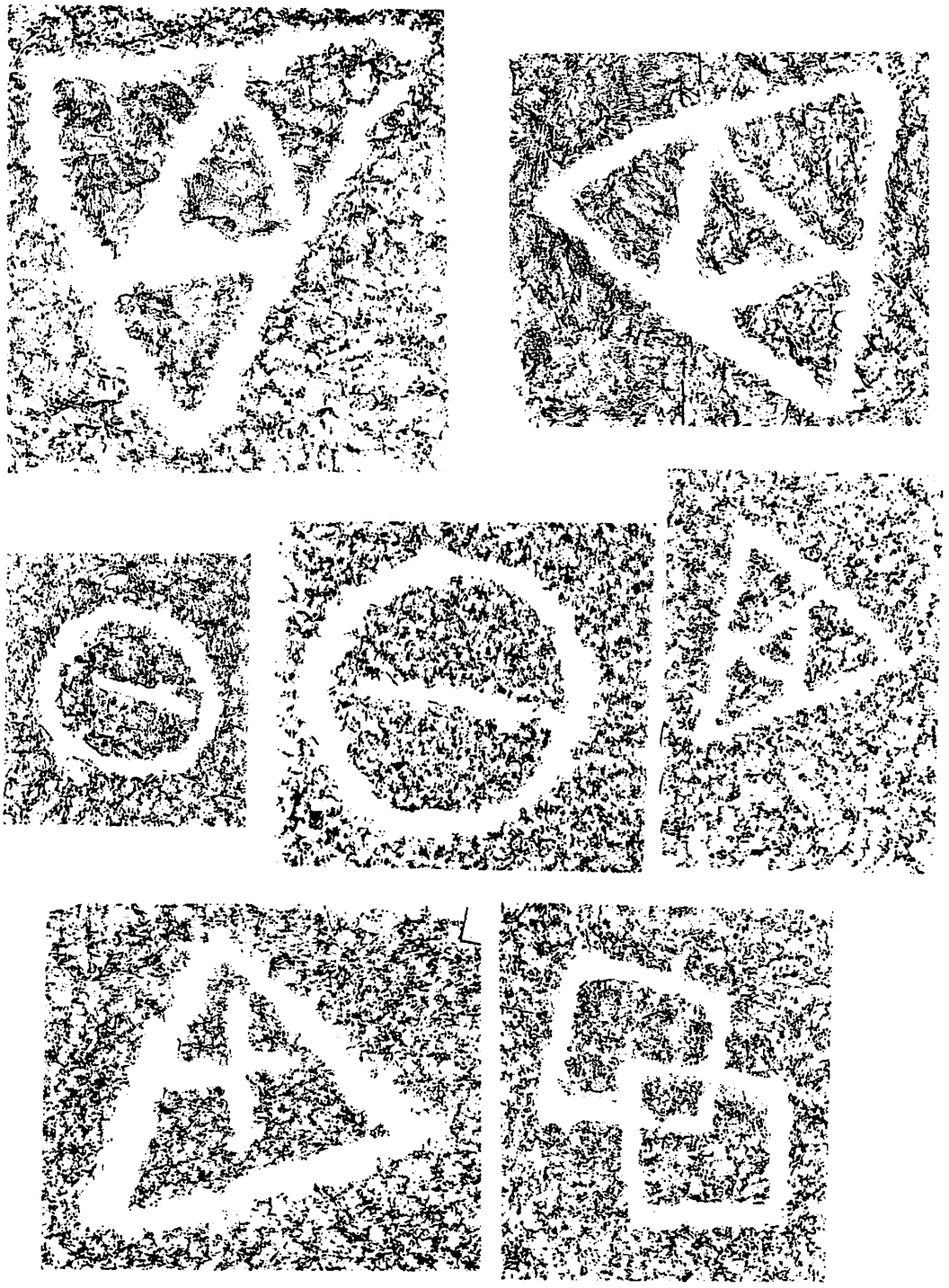

第10図　石垣刻印拓影

V まとめ

今回の発掘は，昭和54年度太田川護岸整備工事に伴う事前の緊急調査として行なわれたものである。広島城については，従来より文献史学・建築学の立場から幾つかの調査研究がなされてきた。昭和35～47年（1960～72）までに広島市教育委員会が実施した本丸・二の丸の石垣補修に伴う調査もその１つである。[(1)] しかし，これは保存修理工事を前提としながらも，いわゆる学術的な面での検討が十分とはいえないものであった。またこれまで考古学的な分野での調査・研究はほとんど行なわれていなかった。その意味で，今回の調査がその先鞭となれば幸いである。なお，成果の検討にあたっては，古文書関係資料との比較検討が不十分なままに終らざるを得なかった。文献面からの今後の検討，批判を待ちたい。

（１） 櫓台の構築年代について

Ⅲ章でふれたように，当櫓のある西の丸は，毛利期の絵図には記載されていない。しかし，浅野長晟が入城する元和５年（1619）のものには既に所在している。そこで，西の丸は福島期（1600～1619年）に縄張り―築成されたと推定された。むろん，それ以前にも，この一帯は下級武士の居住地区となっていたであろう。しかし，当時は櫓や城門を設けた郭の形成はみられなかったと思われる。

本櫓の築成時期を福島期におくもう１つの根拠は，刻印石による他の城郭遺構との比較である。先述のとおり，当櫓台では４分の１以上の積石に刻印がみられた。一方，現存する全石垣遺構の中で刻印石を有する箇所はきわめて限られている。私見の限りでは，本丸天守台の北面東端と西面南端の２ケ所のみである。これらの部分は，いずれも天守台端にあたるため後に増築されたものと思われるが，約７種類以上の刻印がかなり集中して施されている。それに対し，天守閣に近い北西方向では全く刻印はみられず，対照的である。この付近の石垣は築城当初のプランにより構築されたものであるから，拡張部分はその完成以降に築かれたことになる。そして，石垣部分の完成は『知新集』により文禄２年（1593）となっているので，この天守台の拡張工事は少なくともそれ以後である。しかも完成後すぐに拡張工事を行ったとは考えられない。従って刻印石の存在によって当櫓台と天守台拡張部分を結びつけて考えると，本櫓台は，慶長５年（1600）以降築成された可能性がつよい。

ところで，福島氏は領内各地で積極的に築城政策を進めていた。しかし，1610年代にはいると，小方城・鞆城にみられるように，幕府の圧力もあってかなり消極策に転ぜざるを得なくなった。拠城広島城についても，慶長14年（1609）に修築した城郭の一部を幕府の命令により破壊したという記録も残っており，かなり幕府の干渉が多くなったことを示している。このような内外の状況を考えると，西の丸や天守台拡張部分の構築は，慶長14年（1609）以降ではまず

困難とみてよい。これらの部分は，慶長５～13年（1600～1608）の時期に作られたものと思われる。

以上，要するに，当櫓は福島正則の築城増強政策の一貫として，慶長５～13年のある時期に構築されたものである。この時期には，当櫓の他に，天守台の一部，北の郭など多くの遺構が築成されたと推定される。

（２） 櫓台の構造について

櫓台の規模は，天端で東西約７ｍ（４間）南北11ｍ（６間），高さ4.5ｍである。その基底部外周には幅1.2～2.6ｍ，厚さ１～1.4ｍにわたって捨石遺構が検出された。

櫓台の構築順序は以下のとおりである。

(1) 砂層（自然層）の上に直に根石を置く。

(2) 根石の外周に小ぶりな捨石を並べ，捨石遺構下部の面を揃えるようにする。

(3) 大きめの捨石を並べる。

(4) (3)に前後して根石をもう一段積み上げる。

(5) (3)に続いて，捨石遺構の上面では再びやや小さな石を多く用い，中位の大きめの石による凹凸面を埋めて平坦に近く仕上げる。

(6) 表出する石垣部分の石積み。隅石は算木み，その他は乱層積みをとるが，その積み方は総じてやや雑である。

櫓の上屋構造は，今回の調査からは復元できなかった。絵図によると[2]，二層二重の建物であったようである。ただ，この絵図では「二重御櫓三間一尺五間一尺」となっており，上述の寸尺と異なっている。この資料は城郭細部の規模等を知る上で有益なものであるだけに，その信憑性について今後検討していく必要があろう。

（３） 刻印石について

本櫓台の積石には，幾何文様の刻印が多くみられた。文様は４種類あり，１石に１個ずつ刻まれ，２個以上が重複した例はなかった。積石の施文部位は原則として小口面に限られていたようである。このように刻印石は幾つかの点で共通性をもっている。しかし，反面で各文様の分布状況からは一定の規則性を見い出すことはむずかしく，各文様が４面に分散して混在していた。

広島城で刻印石をもつ城郭遺構は，本櫓台の他には天守台がある。天守台の南西端と北東端では，◎・△・⊕・㊋など７種類以上の幾何文様がみられる[3]。石垣端部に相当するため，天守閣構築より後に拡張したものと思われる。刻印石の所在により，その拡張時期は本櫓と同時期と考えられる。また，刻印石をもたない石垣を考慮すると，その有無は築石における労働組織上あるいは労働過程上の差異としてとらえることができる。

安芸・備後両国では，広島城以外に小方城（亀居城），鞆城，三原城，福山城にも刻印石がみられる。これらのうち福山城を除く3城は福島氏と密接な関係をもつ城である。前2者は福島氏によって築城された城である。三原城では，刻印をもつ部分は本丸等の中心部分にはみられずやや離れた箇所に存在し，時期的に小早川築城以後の構築部分と推定される。福島氏は先述のとおり慶長5～13年（1600～1608）に領国各地で一連の築城による軍事増強政策を進めているが，刻印はその築城工事と直接関連するものと思われる。とりわけ，小方城三の丸付近の13種類以上の刻印のうちには，広島城本櫓台のものと同一文様の刻印がある。これは，両城の築城に際して同一の労働組織をとったこと，工人集団の移動などの可能性を示唆するものとして興味深い。

刻印の性格については，従来より(1)工事担当者の印，(2)石切場の印，(3)土木工法上の印などが考えられている。もとより，その性格は一律的に規定することはできないが，領国単位の地域性なり築城の段階には一定の共通性が見い出されるように思われる。加えて，刻印石は，築城における労働組織と労働過程を考察する上で非常に有効である。今後，こうした視点に立って実証的な研究を進める必要があろう。

なお，本櫓では捨石のうちに墨書をもつ河原石が検出されている。捨石の墨書石は大阪城などにもみられるが，刻印石ともあわせてその性格については今後に残された問題である。

注(1) 広島市教育委員会『史跡広島城跡保存修理工事報告書』1971年
(2) 『御当国御城郭之図』（林忠彰氏所蔵）
(3) 同部分の刻印石の研究については，橋本澄夫「広島城の刻印について」1954年がある。

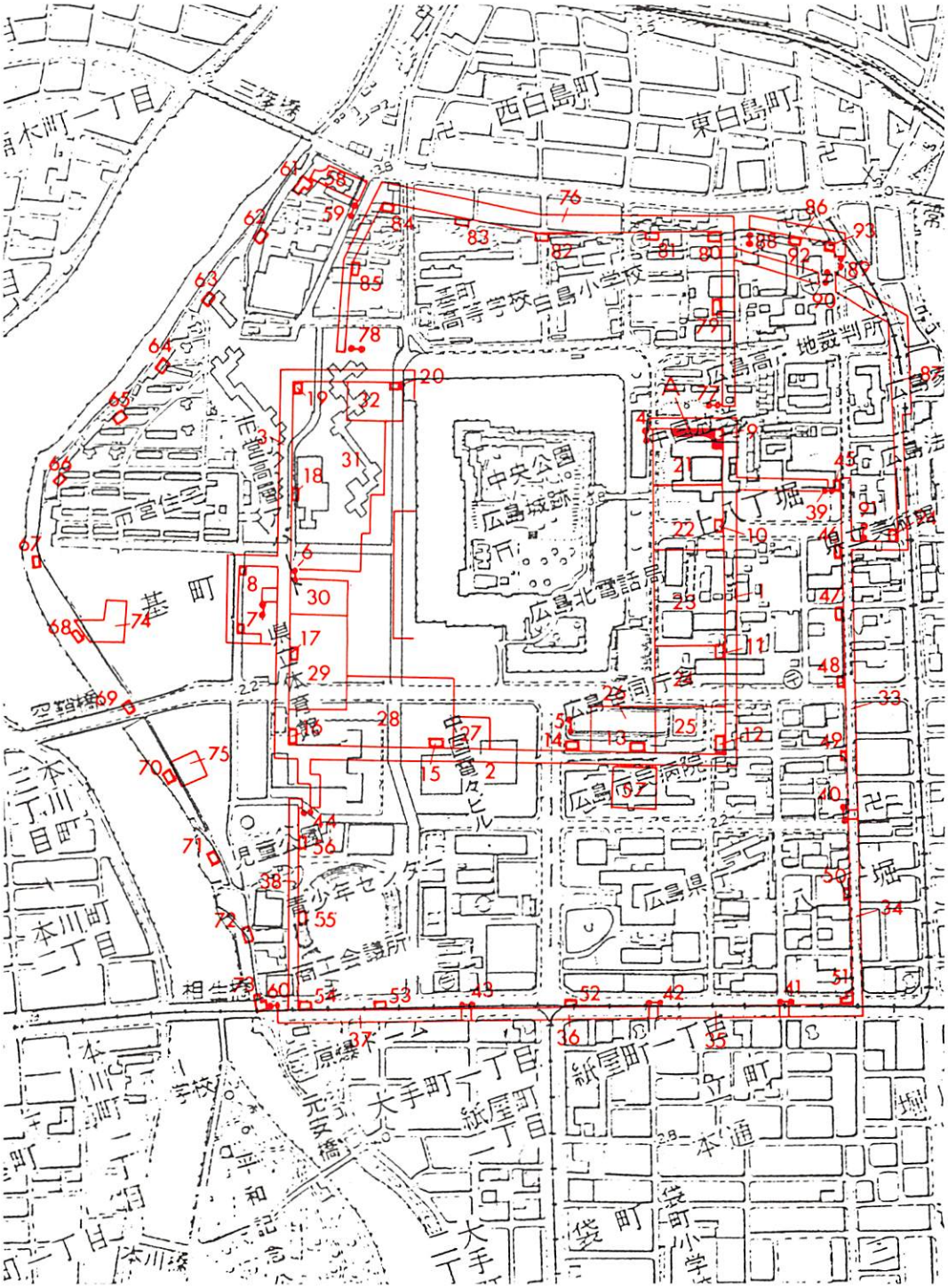
西白島町
東白島町
白島小学校
地裁判所
中央公園
広島城跡
広島北電話局
八丁堀
基町
市営住宅
市営高層アパート
県立体育館
中電電々ビル
広島県
児童公園
青少年センター
市工会議所
相生橋
空鞘橋
本川町
紙屋町
大手町
平和記念公園
袋町
本通

付図　広島城現状比較図

付表　広島城現状比較地名表（史跡指定区域外）

番号	名称	種別	現在地	備考
1～3	中堀	濠	中国郵政局・広島逓信病院・広島高等裁判所・広島合同庁舎・市営中央駐車場・ひろしま美術館・中央図書館・県立体育館・中央公園・基町高層アパート（道路）	
4	三之丸	門	中国放送	
5	〃	〃		
6	〃	〃	中央公園	
7		櫓	〃	
8		〃	〃	
9	三之丸	〃	裁判所宿舎	土塁状遺構残存（付図1A）。L字形をなし，東西30m，南北45m，幅8～10m，高さ2～4m。巴瓦や軒平瓦など多量に出土。
10	〃	〃	広島高等裁判所	
11	〃	〃	広島合同庁舎	
12	〃	〃	基町1—18付近（民家）	
13	〃	〃	市営中央駐車場	
14	〃	〃	〃	
15	〃	〃	中央図書館	
16	〃	〃	県立体育館	
17	〃	〃	中央公園	
18	〃	〃	基町幼稚園	
19	〃	〃	基町高層アパート内	石垣の一部残存。東西10m×南北7.5m。但し，石垣露出部分は後世の積み直しか。
20	〃	〃	道路	
21	〃	屋敷	広島高等裁判所	
22	〃		〃	
23	〃		広島北電話局	
24	〃		広島合同庁舎	
25	〃		市営中央駐車・中央庭球場ほか	
26	〃		中央庭球場ほか	
27	〃		ひろしま美術館	
28	〃		中央図書館・県立体育館・中央公園	

	名称	種別	現在地	備考
29	三之丸		中央公園	
30	〃		〃	
31	〃		基町小学校・基町高層アパート	
32	〃		基町高層アパートほか	
33～38	大手郭	外堀	道路・広島市民球場・児童文化会館	
39	〃	門	広島検察庁	
40	〃	〃	京口門児童公園	「京口御門跡」石碑あり 遺構なし。
41	〃	〃	第二広電ビル—朝日会館	
42	〃	〃	大和証券ビル—三井生命ビル	
43	〃	〃	広島中郵便局	
44	〃	〃	県立体育館	
45	〃	櫓	広島検察庁	
46	〃	〃	森本ビル（上八丁堀5—2）	
47	〃	〃	民間駐車場（上八丁堀5）	
48	〃	〃	本山ビル（上八丁堀7—9）	
49	〃	〃	中外企業株式会社（八丁堀2—9）	
50	〃	〃	民間駐車場（八丁堀11—1）	
51	〃	〃	第一勧銀広島支店（八丁堀16—7）	
52	〃	〃	第一生命ビル（基町11—13）	
53	〃	〃	広島市民球場（正門付近）	
54	〃	〃	広島市民球場前(危険物地下タンク貯蔵所)	石碑あり　遺構なし。
55	〃	〃	広島市民球場	
56	〃		児童公園	
57	〃	屋敷	広島市民病院	
58	外堀	〃	道路	
59	西の丸	門	東亜ビル（西白島町22—60）	
60	〃	〃	広島商工会議所	
61～64	〃	櫓	旧太田川堤防	
65	〃	〃	〃	日赤病院の記念碑あり東半部分（東西4m×南北15m）残存。東側法面に積石あり。
66～69	〃	〃	〃	
70	〃	〃	〃	今回発掘調査
71～73	〃	〃	〃	

	名　称	種　別	現　　在　　地	備　　考
74	〃	役　所	中央公園	
75	〃	〃	中央公園ファミリープール	
76	外　堀	濠	広島電鉄郊外自動車課・広島市中央公民館・中国郵政局・民間駐車場・道路ほか	
77	北の丸	門	裁判所宿舎	
78	〃	〃	広島電鉄郊外自動車課	
79	〃	櫓	中国郵政局	
80	〃	〃	民間アパート（東白島町19—84）	
81	〃	〃	東白島町19—72付近（民家）	
82	〃	〃	三和製造所（西白島町19—24）	
83	〃	〃	双葉ビル（西白島町20—26）	
84	〃	〃	民間駐車場（西白島町21）	
85	〃	〃	広島市中央公民館	
86	外　堀	濠	道路ほか	
87	〃	〃	〃	
88	北の郭	門	東白島町19—88付近（民家）	
89	〃	〃	道　　路	
90	〃	〃	中国郵政局	
91	〃	〃	東税務署	
92	〃	櫓	万行寺（東白島町19—1）付近	
93	〃	〃	道　　路	
94	〃	〃	新興ビル（上八丁堀3—12）	

○当図・表は『御当国御城郭之図』・『浅野長晟入国時の広島城下絵図』・『芸州広島城㈠』などを参考に図上復元し，現地踏査により部分修正して作成したものである。

○表に示した現在地はその周辺部分も含む。

図　　版

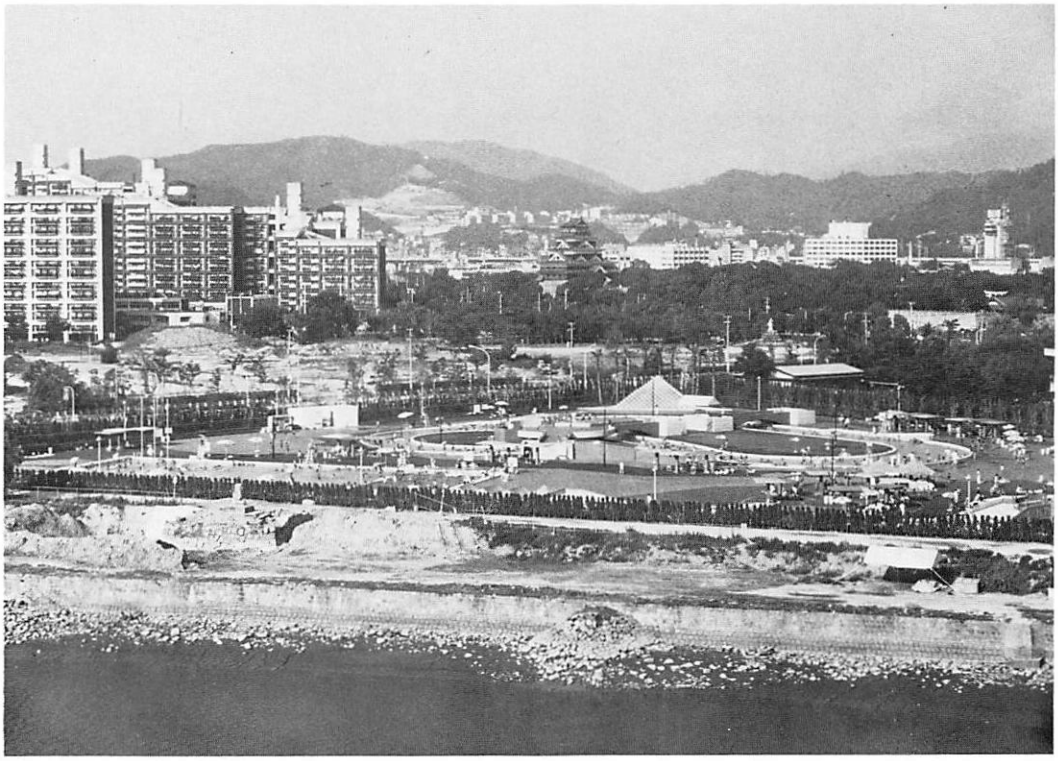

a　遠景（西方対岸より）

b　発掘前近景

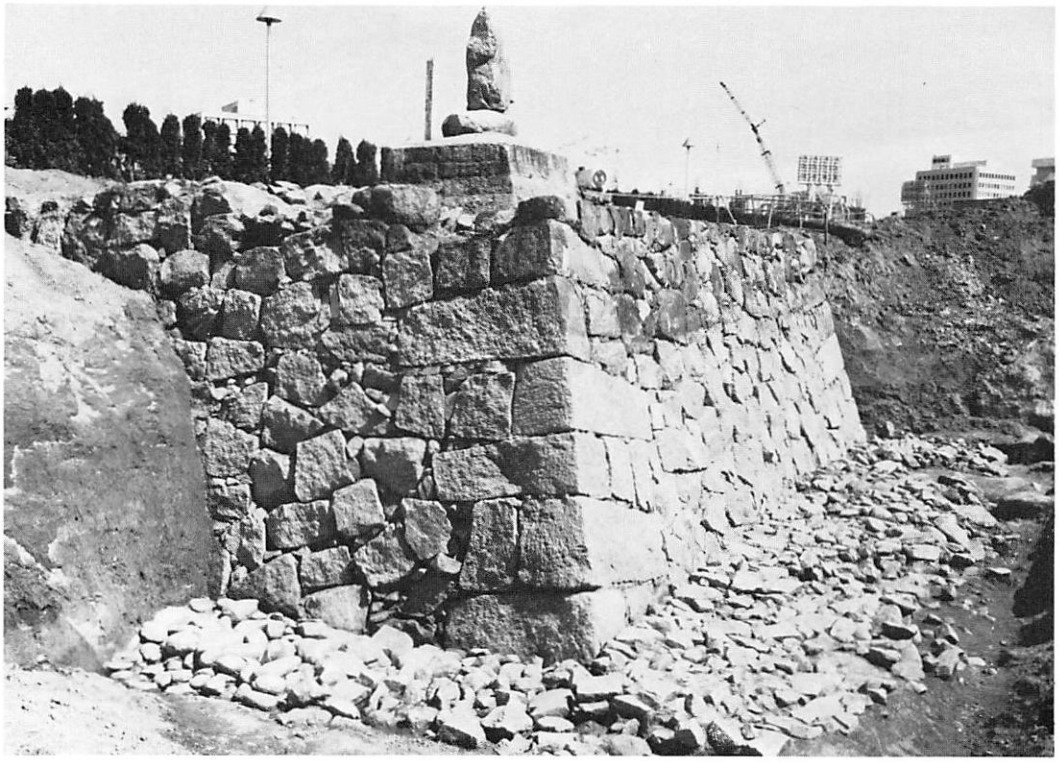

a　櫓台石垣（北方より）

b　同 上（西面）

a　櫓台石垣（南方より）

b　同　上（南面）

a　櫓台石垣（東南隅）

b　同　上（天端・裏込石）

a　櫓台捨石遺構（北面）

b　同　上（北西隅）

a　墨書石出土状況（南側）

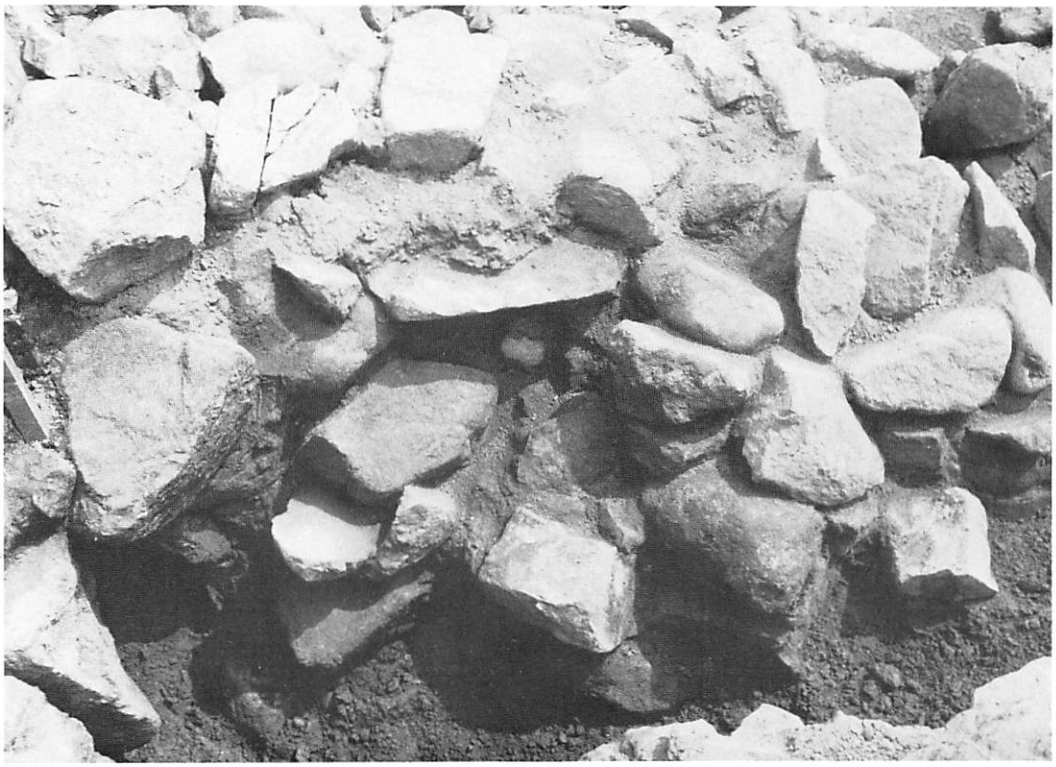

b　捨石遺構ｂ―ｂ′断面（北方より）

a　捨石遺構 c — c′断面（南方より）

b　同　上　根石付近（西方より）

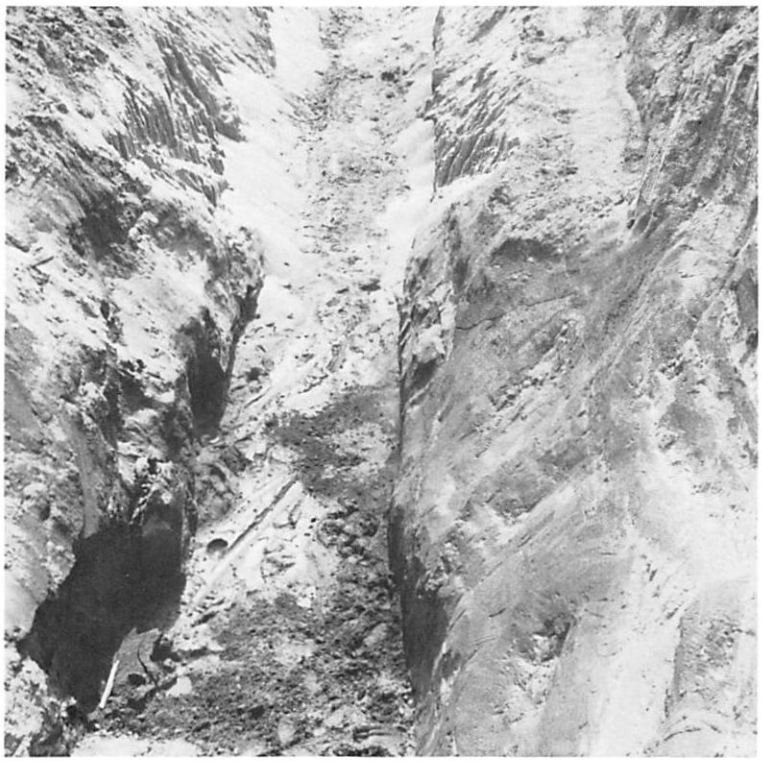

a　南トレンチ（西方より）

b　同上南壁東側

a　北トレンチ（東方より）

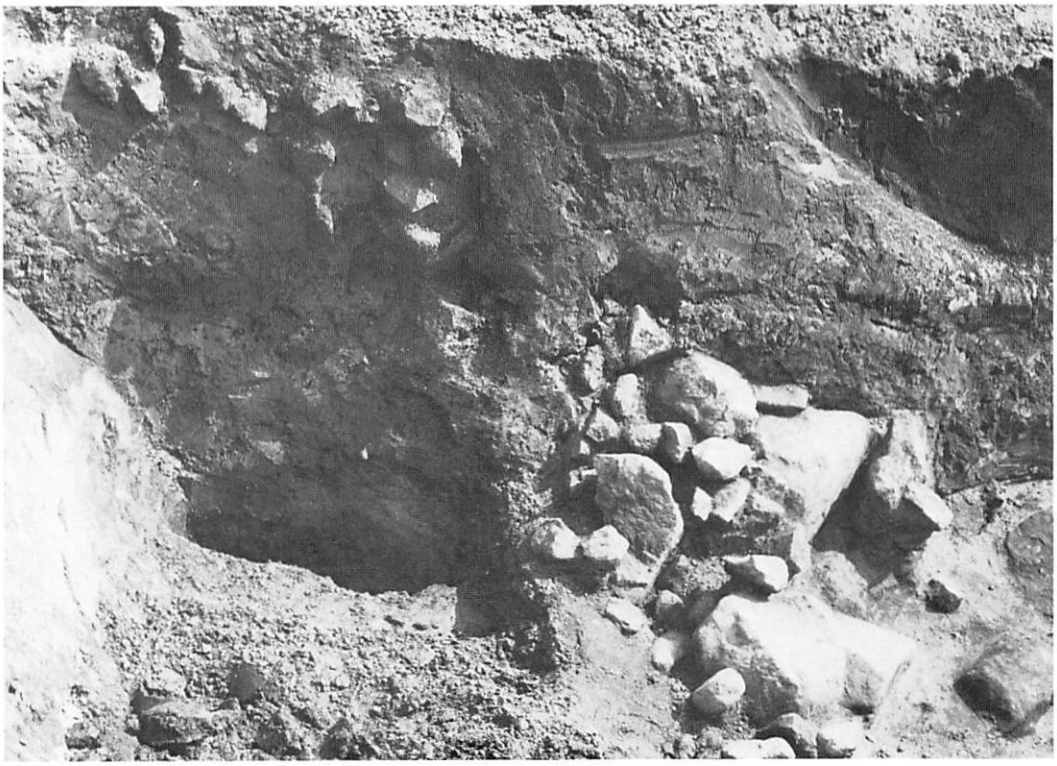

b　同上北壁東側

a ；西面

b ；南面

c ；南面

d ；北面

石垣刻印

広島城外郭櫓跡発掘調査概報

昭和55年（1980）3月31日発行

編集
発行　広島県教育委員会

印刷　株式会社 柳盛社印刷所